



2020年11月20日

各 位

会 社 名 株式会社F H Tホールディングス

代表者名 代表取締役社長 楊 暁軍

(コード：3777、JASDAQ)

問合せ先 取締役経営企画管理本部長 森蔭 政幸

(TEL. 03-6261-0081)

第三者割当による第18回新株予約権(行使価額修正条項付)及び第19回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行に関するお知らせ

当社は、2020年11月20日開催の当社取締役会において、リバイブ投資事業組合（以下、「割当予定先」といいます。）を割当先とする第三者割当の方法による第18回新株予約権（以下「第18回新株予約権」といいます。）及び第19回新株予約権（以下、「第19回新株予約権」といい、第18回新株予約権と総称して「本新株予約権」といい、本新株予約権の発行を「本第三者割当増資」といいます。）の発行を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本第三者割当増資は、2020年12月15日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、本第三者割当が承認されることを条件としています。

記

I. 第三者割当による新株予約権の発行

1. 募集の概要

本新株予約権の概要

(1)	割当日	2020年12月16日
(2)	新株予約権の総数	960,000個 第18回新株予約権 480,000個 第19回新株予約権 480,000個
(3)	発行価額	総額25,440,000円 (第18回新株予約権1個につき27円、第19回新株予約権1個につき26円)
(4)	当該発行による潜在株式数	96,000,000株（本新株予約権1個につき100株） 第18回新株予約権 48,000,000株 第19回新株予約権 48,000,000株 第18回新株予約権の上限行使価額は44円、第19回新株予約権の上限行使価額は66円です。 第18回新株予約権及び第19回新株予約権の全部が上限行使価額で行使された場合においても、発行される株式数は96,000,000株です。 第18回新株予約権の下限行使価額は11円、第19回新株予約権の下限行使価額は11円です。 第18回新株予約権及び第19回新株予約権の全部が下限行使価額で行使

		された場合においても、発行される株式数は 96,000,000 株です。
(5)	資金の調達額	<p>2,137,440,000 円 (内訳)</p> <p>第 18 回新株予約権 新株予約権発行分 12,960,000 円 新株予約権行使分 1,056,000,000 円</p> <p>第 19 回新株予約権 新株予約権発行分 12,480,000 円 新株予約権行使分 1,056,000,000 円</p> <p>すべての新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正された場合には、上記株式の発行価額の総額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少します。</p>
(6)	行使価額	<p>当初行使価額 第 18 回新株予約権 22 円 第 19 回新株予約権 22 円</p> <p>第 18 回新株予約権については、行使価額の修正が行われるものとし、割当日以降、第 18 回新株予約権の発行要項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日（各行使価額の修正につき、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいいます。）の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社の普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値。）の 90%に相当する金額と同額（小数点第 3 位まで算出し、小数点第 3 位を繰り上げた価額。）に修正されます。行使価額は 44 円（当初行使価額の 200%相当額とし、小数点以下切り下げとする。）を上回らないものとし（以下、「上限行使価額」といいます。）、11 円（当初行使価額の 50%相当額とし、小数点以下切り上げとする。）を下回らないものとし（以下、「下限行使価額」といいます。）。 上記の計算による修正後の行使価額が上限行使価額を上回ることとなる場合、行使価額は上限行使価額とします。また下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>第 19 回新株予約権については、行使価額は、本新株予約権の割当日から 3 か月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値と同額（小数点第 3 位まで算出し、小数点第 3 位を繰り上げた価額。）に修正することができます。行使価額は 66 円（当初行使価額の 300%相当額とし、小数点以下切り下げとする。）を上回らないものとし、11 円（当初行使価額の 50%相当額とし、小数点以下切り上げとする。）を下回らないものとし（以下、「下限行使価額」といいます。）。 上記の計算による修正後の行使価額が上限行使価額を上回ることとなる場合、行使価額は上限行使価額とします。修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降に修正後の行使価額が適用されます。 なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から 3 か月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。</p> <p>また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。</p>
(7)	募集又は割当方法	第三者割当の方法

	(割当予定先)	リバイブ投資事業組合	960,000 個
(8)	本新株予約権の行使期間	第 18 回新株予約権 2020 年 12 月 16 日から 2023 年 12 月 15 日までとする。 第 19 回新株予約権 2020 年 12 月 16 日から 2023 年 12 月 15 日までとする。	
(9)	その他	<p>①本第 18 回新株予約権及び本第 19 回新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、15 暦日前までに本新株予約権者に通知することによって残存する新株予約権の全部または一部を本新株予約権のそれぞれの発行価額相当額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。</p> <p>②上記各号については、2020 年 12 月 15 日開催予定の当社臨時株主総会において、本第三者割当による大規模希薄化が承認されること並びに金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。その他詳細については、末尾添付の発行要項をご参照ください。</p>	

(注) 末尾に本新株予約権の発行要項を添付しております。

2. 募集の目的及び理由

(1) 当社の現状

①当社の現状

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社 FHT ホールディングス）、子会社 11 社（うち連結子会社 10 社）により構成されており、IT 関連事業、環境事業、再生可能エネルギー事業、ヘルスケア事業を主要な事業として営んでおります。

当社グループが従来から携わっております IT 関連事業、環境事業、ヘルスケア事業及び再生可能エネルギー事業の各市場は、今後も成長が見込まれる有望な分野であります。しかしながら、競争が激しい市場であることも事実であり、収益の拡大を目指すためには、価値ある商品・サービスを提供し続けることが重要な戦略であると認識しております。このような現状を踏まえ、重要な対処すべき課題として、①顧客基盤の拡大、②成長戦略に不可欠な人材の確保及び協力会社の活用、③財務体質の強化の 3 つを認識し、当社グループは、安定した収益基盤の構築と持続的な事業の拡大を目指し、IT 関連事業、環境事業、再生可能エネルギー事業、ヘルスケア事業の効率化を図り収益力の改善・強化に取り組んでおります。

しかしながら、当社 2020 年 12 月期第 3 四半期連結累計期間の経営成績は、売上高 278,724 千円（前年同四半期比 10.4%減）となり、営業損失 155,543 千円（前年同四半期は営業損失 152,861 千円）、経常損失 158,381 千円（前年同四半期は経常損失 210,059 千円）、親会社株主に帰属する四半期純損失 108,921 千円（前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純損失 213,911 千円）となりました。また、財政状態においても当第 3 四半期連結会計期間末の現預金は 150,108 千円（前連結会計年度は 255,261 千円）と純資産は 3,161,756 千円（前連結会計年度は 3,297,183 千円）と毀損が進んでおります。さらに当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているため、継続企業の前提に関する注記が付されており、当該状況を解消し改善することが急務であり、当社グループは、事業の再建・再構築、新規事業への取組み、業態の拡大を継続しております。

当社グループの各事業の現状及び今後は、以下のとおりです。

(ア) IT関連事業

IT関連事業では、Web アプリケーションの開発及び安定運用を実現するためのソフトウェアである Zend 製品や Web システムに欠かすことのできないデータベース製品を中心に、ソリューション及びサポートを提供しております。当第3四半期連結累計期間におきましても引き続き既存製品の機能強化や協業企業との連携による付加価値向上に取り組んだものの、売上高 56,604 千円（前年同四半期比 36.0%減）、セグメント利益 17,856 千円（前年同四半期比 5.3%減）と前年同期を下回る結果となりました。

(イ) 環境事業

環境事業では、マンション管理やオフィスビル等の管理、清掃、メンテナンス業務を中心に事業を行っております。当第3四半期連結累計期間におきましては、既存顧客への迅速な対応や高品質なサービスの提供により安定した顧客の確保、また、積極的な営業活動による新規案件の受注等により、売上高 69,857 千円（前年同四半期比 2.3%増）と若干上回ったものの、人件費などの経費が増加し、セグメント損失 687 千円（前年同四半期はセグメント利益 1,294 千円）と、前年同期を下回る結果となりました。

(ウ) 再生可能エネルギー事業

再生可能エネルギー事業では、発電所の開発及びその代行、第三者への売却並びに売電事業等を行っております。当第3四半期連結累計期間におきましては太陽光発電所の売電収入により売上高 150,869 千円（前年同四半期比 2.2%減）、セグメント利益 19,697 千円（前年同四半期比 64.9%減）と、前年同期を下回る結果となりました。

(エ) ヘルスケア事業

ヘルスケア事業では、中国におけるヘルスケア事業に係る協業、及びビジネス支援を行っております。2019年5月に上海蓉勤健康管理有限公司を子会社化し、同社の完全子会社である栖霞市东明置业有限公司が推進する養老介護に特化した富裕層向け施設の開発プロジェクト「栖霞長春湖壹号」を推進しております。開発プロジェクト「栖霞長春湖壹号」の施設は、中国山東省煙台市に位置する栖霞市において展開しているプロジェクトであり、栖霞市において都市化の進展を促進している区域に位置しています。開発プロジェクト「栖霞長春湖壹号」は、栖霞市东明置业有限公司が、中国政府機関から許可を得て、居住用ビル（総延床面積：約 10 万平米）に、老人介護施設、医療・健康サービス、文化・スポーツセンターを敷地内に建設するものであり、現在二段階に分けて施設等の開発を進めています。第一期工事は既に 7 棟が完成しており、386 戸中 115 戸を平米単価平均 8 万円で販売しております。なお、271 戸につきましては、上海蓉勤健康管理有限公司を子会社化する前に販売済みであります。当時はリゾートマンションとして顧客は投資目的のために購入しており、実際に入居されていない戸数が多数であるため管理サービス収益は発生しておりませんが、今後、入居者が増加し管理サービスの契約を獲得することにより収益を上げることが可能であります。第二期工事につきましては、低層の別荘タイプ 19 棟を建設する予定であり、現在再設計中であり基礎工事に着手しております。販売総戸数は 670 戸、販売総面積は約 82 千㎡を予定しております。なお、第二期工事の建設資金につきましては、建設業者が負担する合意となっており再設計後に契約を締結する予定であるため、当社子会社が負担することはなく、販売後に建設資金分を支払うこととなっており、本資金調達より得た資金をヘルスケア事業に充当する予定はございません。今後、施設販売および管理サービスの提供により売上を見込んでおります。しかしながら、販売中の施設について積極的な販売促進活動を行っておりますが、中国国内での新型コロナウイルス感染

症拡大により企業および個人の活動が制限されていたこと、本年4月以降、中国都市部において不動産価格が上昇基調となっておりますが、開発プロジェクト「栖霞長春湖壹号」の施設近辺の不動産価格は回復していない等から当初予定していた利益を想定した販売戦略に基づいた活動に苦戦しており、売上は計上されておられません。当第3四半期連結累計期間におきましては、中国上海市の復華中日健康産業センターを軸とする事業を推進している当社子会社である吉奥萊科特医疗健康科技（上海）有限公司において、3件の賃貸契約を獲得したことにより、売上高1,391千円（前年同四半期はなし）、セグメント損失42,612千円となりました。また、開発プロジェクト「栖霞長春湖壹号」の第二期工事につきましては、中国政府機関の新型コロナウイルス感染症対策の一環として、施工方法等について新型コロナウイルスへの対策が求められており、中国政府機関への追加申請が発生し、昨年度末時点では本年度末までに第二期工事完成を目指しておりましたが、工期が延びており、現在、完工時期について外部協力会社と調整中であります。なお、本工期遅延について、新たな費用発生は見込んでおりません。

開発プロジェクト「栖霞長春湖壹号」に関する棚卸資産は2020年9月末現在で3,150百万円（施設販売分：1,056百万円、第二期工事分：2,093百万円）であります。施設販売の不調や第二期工事の開発遅延が継続した場合、棚卸資産評価損を計上するリスクがあります。

当社グループの事業の柱をヘルスケア事業にすべく、これまでの1年間に経営資源を投下してまいりました。当社グループのヘルスケア事業においては中国市場をメインターゲットとしており、開発プロジェクト「栖霞長春湖壹号」は、現時点において当社グループのヘルスケア事業の核であり、中長期的な当社グループの事業強化を行うことによる収益基盤強化、企業価値向上を達成することにより、その結果として既存株主の利益向上につなげるための事業に位置付けておりました。しかしながら、昨年5月に上海蓉勤健康管理有限公司及び栖霞市東明置業有限公司の両社を当社の連結子会社とし、昨年6月以降に改めて開発プロジェクト「栖霞長春湖壹号」の販売活動を実施したことにより、約60戸の販売先候補と契約～決済に向けて案件を進めておりましたが、昨年10月以降、中国国内金融機関における融資制限および融資審査期間の長期化により契約締結まで時間を要したこと、本年度上半期は新型コロナウイルスによる経済活動の停止、その後の不動産価格が低迷していること等、外的要因もあり、販売不振が継続しております。また、新型コロナウイルスの感染拡大が影響し、中国の2020年1～3月期のGDPはマイナスに落ち込み、4～6月期はプラスに転じておりますが、中国経済に大きな打撃を与えている状況に変わりはありません。中国政府は景気のV字回復を目指していますが、今後、新型コロナウイルスの爆発的感染が再発する可能性が排除しきれない状況であり、その場合、経済活動を正常化するプロセスが途中で頓挫し、2020年度がマイナス成長となる可能性があります。このような状況下において当社は、今後の短期間に、販売計画とおりに「栖霞長春湖壹号」の施設販売および管理サービスの提供による売上・利益の達成は不透明であり時間を要すると判断しております。以上のことから、当社グループの各事業の現状と今後の成長性を考慮すると、再生可能エネルギー事業が当社グループ全体の主力事業であり収益基盤となっており、今後も継続して事業強化を図ってまいります。このたびは昨今の新型コロナウイルスの影響が上記のとおり特にヘルスケア事業へ及んだことから当第3四半期連結累計期間における業績も営業損失155,543千円（前年同四半期：営業損失152,861千円）と大きく減少しており、後述【手取金の使途】に記載の通り運転資金ならびにさらなる事業投資に係る資金が不足している状況であります。

こうしたことから、今後の当社の企業価値向上のためには、本第三者割当増資の早急な実施による資金調達が必要であるとの結論にいたりました。

そのため、より迅速かつ機動的な意思決定を可能とする一定額の資金の確保が、現状の当社にとって肝要であると判断し、第三者割当による資金調達を実行することといたしました。

(2) 今般のスキームによる第三者割当による資金調達を選択した理由

本第三者割当増資は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。

本新株予約権の概要は以下のとおりです。

本新株予約権は、行使価額が適時修正される第 18 回新株予約権と行使価額が固定されているが当社の選択によって 3 カ月に 1 度行使価額の修正を可能とする第 19 回新株予約権の 2 種類の異なる新株予約権を指します。条件が異なる 2 種類の新株予約権を発行する理由につきましては、当社の資金需要を勘案し、市場環境が軟調な局面においても当社が柔軟かつ機動的に資金調達が行えるように、株価が上昇した場合には当社が資金調達額を増加するといったメリットを享受できること、株価が下落した場合においても行使が進んで資金調達ができることから、行使価額が修正される第 18 回新株予約権を発行することといたしました。

本第 18 回新株予約権の当初行使価額は、本発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 22 円とし、2020 年 12 月 16 日以降、本第 18 回新株予約権の発行要項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値。）の 90%に相当する金額（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額。）に修正されます。下限行使価額は、本発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 22 円の 50%である 11 円となります。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。上限行使価額は、本発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 22 円の 200%である 44 円となります。上記の計算による修正後の行使価額が上限行使価額を上回ることとなる場合、行使価額は上限行使価額とします。

本第 19 回新株予約権の行使価額は当初固定（本発行決議の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 22 円）されていますが、当社は、本新株予約権の割当日から 3 ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。行使価額の修正が決議された場合、行使価額は、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）と同額（1 円未満の端数を切り上げ）に修正されます。ただし、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。また、当社取締役会の決議により行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとします。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から 3 ヶ月以上経過しなければ、当社は新たな行使価額修正をすることができません。上限行使価額は、本発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 22 円の 300%である 66 円となります。上記の計算による修正後の行使価額が上限行使価額を上回ることとなる場合、行使価額は上限行使価額とします。また、行使価額修正を決議した場合、速やかに公表する予定であります。

下限行使価額は、本発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の

終値 22 円の 50%である 11 円となります。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。

本新株予約権の行使価額の修正を行うことで、株価上昇時には資金調達金額の増加、株価下落時には調達金額が減少する可能性はあるものの、資金調達の蓋然性を高めることができ、柔軟な資金調達が可能となります。当社は、今回の資金調達に際し、以下の「(本スキームの特徴)」及び「(他の資金調達方法との比較)」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達方法が、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定致しました。

(3) 本第三者割当による新株予約権の発行リスク並びに特徴

<メリット>

① 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から発行要項に示される 96,000,000 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

② 取得条項

本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、15 暦日前までに本新株予約権者に通知することによって残存する新株予約権の全部または一部を本新株予約権のそれぞれの発行価額相当額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

③ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当ての方法により発行されるものであり、かつ本買取契約において譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当先から第三者へは譲渡されません。

<デメリット>

① 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

② 株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に行使価額の下限を下回る場合や当社が行使価額を修正しない場合などでは、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。また、株価が当初行使価額を下回る状況では資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。

③ 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を売却することを前提としており、割当予定先による当社株式の市場売却により当社株価が下落する可能性があります。

④ 上限行使価額の設定による希薄化抑制効果の低減

上限行使価額の設定により、株価が上限行使価額を大きく上回り推移した際に、一度に市場売却

がなされることで希薄化が一度に進む可能性があります。

(4) 他の資金調達方法との比較

① 公募増資、株主割当増資

公募増資による新株式の発行により資金調達を行う場合、一度に新株式を発行して資金調達が完了させることができる反面、1株当たりの利益の希薄化が一度に発生して新株予約権の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。また、当社連結財務諸表の注記には「継続企業の前提に関する注記」が記載されており、証券会社の引受けにより行われる通常の株主割り当て増資は困難であります。さらに、株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうかの不透明であることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断致しました。

② 株主割当（ライツ・イシュー）

いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングは、当社が最近2年間において経常利益の額が正である事業年度が無いことから、東京証券取引所有価証券上場規程第304条第1項第3号による基準を満たしておらず、実施できない状況にあります。

③ 第三者割当による新株発行

一方、第三者割当増資による新株式の発行については、希薄化が即座に生じるため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、また、第三者割当の方法による新株式の発行に新株予約権の発行を組み合わせた資金調達では、当社株式の株価・流動性の動向次第で実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があるものの、希薄化懸念は相対的に抑制され、株価への影響の軽減が期待されますが、本スキームと比較すると、新株式の発行による希薄化が一度に発生してしまうことから、今回の資金調達方法としては適当ではないと判断いたしました。

④ 転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

⑤ 金融機関からの借入

金融機関からの借入れによる資金調達については、金融機関と当社は良好な関係を築いておりますが、当社の業績が営業損失及び経常損失の状態であることから、現状で新規の借入れについて実施することは困難であると判断したこと、及び、調達金額が負債となるため、財務健全性指標が低下することから選択肢として現実的ではないと判断いたしました。

なお、本資金調達により発行される本新株予約権の目的である株式 96,000,000 株に係る議決権の数は 960,000 個であり、その結果、割当予定先は、当初より保有する 35,675,800 株（議決権数：356,758 個）と併せて当社の総議決権の数の最大 56.13%を保有し得ることとなり、会社法第 244 条の 2 第 1 項に定める特定引受人に該当いたします。以下は、同項及び会社法施行規則第 55 条の 2 に定める通知事項です。

(a) 特定引受人の氏名又は名称及び住所

名称：リバイブ投資事業組合

住所：東京都港区赤坂二丁目 9 番 2 号

(b) 特定引受人がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数

1,316,758 個

(c) (b)の交付株式に係る最も多い議決権の数

960,000 個

(d) (b)に規定する場合における最も多い総株主の議決権の数

2,345,763 個

(e) 特定引受人との間の総数引受契約締結に関する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、本資金調達が実行され、本新株予約権が行使された場合、大規模な希薄化を伴い、既存株主の皆様にも不利益を与えることとなりますが、本資金調達が、当社の運転資金ならびにさらなる事業投資を用途とし、さらなる企業価値の向上を目的とするものであり、また、割当予定先は、経営関与を目的としておらず、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、順次売却していく予定であることから、やむを得ないと判断しております。

(f) 特定引受人との間の買取契約締結に関する監査役の見解

当社監査役全員は、本資金調達が、当社の運転資金ならびにさらなる事業投資を用途とし、さらなる企業価値の向上を目的とするものであり、また、割当予定先は、経営関与を目的としておらず、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、順次売却していく予定であることから、やむを得ないと認められる旨の見解を口頭で表明しております。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,137,440,000円	11,250,000円	2,126,190,000円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本第18回新株予約権及び本第19回新株予約権の発行価額の総額（25,440,000円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（2,112,000,000円）を合算した金額であります。なお、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額については、当初行使価額で算定しております。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、登録免許税並びに登記費用7,500,000円、本新株予約権の公正価値算定費用2,250,000円、有価証券届出書類等の作成費用1,500,000円の合計額であります。
4. 払込金額の総額は、本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

2019年2月26日に発行を決議した第三者割当による新株式及び第17回新株予約権発行の状況及びその充当状況等については以下のとおりです。

(2019年2月26日提出の有価証券届出書による調達資金の充当状況等)

当社は2019年2月26日に第三者割当による新株式及び第17回新株予約権の発行の決議を行い、新株発行により450百万円、新株予約権発行により20百万円の合計470百万円を調達しましたが、新株予約権行使がされていないため、900百万円は未調達であります。

2019年8月5日付「新株式発行等に関する資金使途の一部変更のお知らせ」において公表いたしましたとおり、調達済であります470百万円を上海蓉勤健康管理有限公司の株式譲渡価額の一部に充当することといたしました。なお、2020年11月20日付「第三者割当による第17回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、第17回新株予約権については2020年11月20日付で本新株予約権の全部を取得し、取得後直ちに本新株予約権の全部を消却することを決議しております。一方で、第17回新株予約権の割当先である、第17回新株予約権の当初割当先であった復華ジャパン株式会社（住所：東京都品川区大崎2丁目7番12号 代表者：代表取締役 江川源）との協業は、今後も継続する予定となります。

1) 調達した資金の具体的な使途（発行時における当初予定）

手取金の使途	金額(百万円)	充当予定時期
1 再生可能エネルギー事業	1,262	
1-1 太陽光発電所取得資金	1,262	2019年3月～ 2019年5月
2 ヘルスケア事業	100	
2-1 中国子会社の設備投資及び運転資金	100	2019年3月
合計金額	1,362	

2) 調達した資金の具体的な使途（2019年8月5日決議による変更後）

手取金の使途	充当予定金額 (百万円)	現時点の充当済 金額(百万円)	充当予定時期
1 再生可能エネルギー事業	792	—	
1-1 太陽光発電所取得資金	792	—	2019年3月～ 2019年12月
2 ヘルスケア事業	570	470	
2-1 中国子会社の設備投資及び運転資金	100	—	2019年8月～ 2019年12月
2-2 上海蓉勤健康管理有限公司の取得	470	470	2019年8月
合計金額	1,362	470	—

- ※ 当社の株価水準が行使価額を下回る状況であることから、新株予約権行使がされておらず調達額が0円のため、再生可能エネルギー事業の太陽光発電所取得資金においては必要額が充当できていない状況であることから、本新株予約権による調達を行うものです。
- ※ 未充当であります「中国子会社の設備投資及び運転資金」につきましては、本資金調達より得た資金を充当する予定はございません。

本資金調達で調達する差引手取概算額2,126,190,000円については、前記「1. 募集の目的及び理由に記載のとおり、「運転資金」及び「設備取得資金」に充当するため、第三者割当による本新株予約権の発行によって資金調達を実施することといたしました。

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途は、以下のとおりです。

(本第三者割当により調達する資金の具体的な使途)

(単位：百万円)

手取金の使途	具体的な内訳	充当予定額	充当予定時期
①当社子会社の運転資金	当社子会社（エリアエナジー株式会社）の未払債務の支払	100	2021年3月
②設備取得資金	再生可能エネルギー事業での太陽光発電施設取得費用	2,026	2021年1月～ 2021年12月
合計		2,126	

- (注) 1. 上記の資金使途及び金額については、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、案件の進捗状況に応じて変更される可能性があります。なお、これらの資金使途に重要な変更が生じた場合には、その内容を適時適切に開示いたします。
2. 調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行等の安全な金融機関において管理いたします。また、新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。このため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、新株予約権の行使が進まず、新株予約権による資金調達が困難になった場合は、手元資金の活用（従来想定していた資金使途の変更を含む。）、新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達についても検討を行ってまいります。なお、優先度の高いものより順に記載を行っています。

資金使途の内容は以下のとおりです。

① 当社子会社の運転資金：当社子会社（エリアエナジー株式会社）の未払債務の支払

当社子会社であるエリアエナジー株式会社（住所：東京都台東区浅草橋三丁目20番15号 代表者：代表取締役 車 陸昭）は、当第3四半期連結会計期間末の現預金は6,405千円であり、資金不足により、2019年度の消費税について、納付すべき税金の一部である100百万円の納税を猶予していただいております。これは、納付期限であった2020年3月までに、エリアエナジー株式会社が保有する太陽光発電所を譲渡して本支払に充てる予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、営業活動に支障をきたしたことが主な原因であります。

当社がエリアエナジー株式会社に貸付け、それを支払原資とすることは、現状、当社の資金力で

は困難であるため、手取金の一部をエリアエナジー株式会社に貸付けて、納税する予定であります。なお、今期中にエリアエナジー株式会社が保有する太陽光発電所が、利益を獲得可能な額で譲渡することができたり、エリアエナジー株式会社が保有する売掛債権を回収することができた際には、次項の設備取得資金として活用することを検討する予定であります。

②設備取得資金：再生可能エネルギー事業での太陽光発電所の取得費用

当社グループの既存事業の収益拡大、並びに、競争力の強化に関わる費用として、本新株予約権で調達する資金 2,026 百万円を再生可能エネルギー事業での太陽光発電所の取得費用に充当する予定です。

再生可能エネルギー事業においては、当社子会社であるエリアエナジー株式会社が主体となり主に太陽光発電事業を推進しております。同社は 2020 年 11 月現在において、売電を開始している高圧¹の太陽光発電所（1 箇所）と低圧²の太陽光発電所（2 箇所）を譲渡目的で保有しており、売電による収益を上げております。

エリアエナジー株式会社において直近 5 年間に、10 箇所（総設備容量：10MW）以上の太陽光発電所を取得し、自社開発分を含めて 25 箇所（総設備容量：18MW）を超える太陽光発電所及びその権利を販売した実績を有しております。

わが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により極めて厳しく出口が見えない状況にあります。しかしながら、再生可能エネルギー事業における太陽光発電所の売電による収益はコロナ禍に影響されることがなく、安定的な収益を確保することができます。

今後につきましても、再生可能エネルギー事業を推進するための源泉となるエリアエナジー株式会社において開発・運営・取引実績が多く、事業計画通りに収益を上げる可能性の高い高圧の太陽光発電所を追加取得することにより、保有する太陽光発電所数を増加させ、太陽光発電所における売電及び譲渡による売上利益の拡大を図ります。

太陽光発電所は 2017 年 4 月 1 日に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT 法）等の一部を改正する法律」に伴い、電力会社との接続契約に期限が設けられ、条件を満たさない未稼働発電所の経済産業省設備認定 ID が取り消されるため、その対象となる発電所や発電所に係る権利が多数放出されています。また、発電所に関する事業計画通りに発電事業運営を行うことが困難であったり、他の投資の検討や、太陽光発電所の減価償却費計上を終えた等の理由により、その太陽光発電所を放出するといった太陽光発電所のセカンダリーマーケットが形成されています。

当社としては、今後においても継続的に当社が推進している事業環境に鑑み、そのセカンダリーマーケットにおいて太陽光発電所を取得し売電による収益獲得と、発電所の品質向上後の譲渡を積極的に実施することによる売上利益の拡大を図るための資金調達が重要であると考えています。

本新株予約権の行使により調達した資金のうち、2,026 百万円は子会社であるエリアエナジー株式会社に投融資を行い、同社は 2021 年度中に再生可能エネルギー発電所開発業者や資産整理・売却を検討している太陽光発電所保有者より、同社における取得時の太陽光発電所の想定利回りや発電設備品質等の要件を満たし、北海道～本州（山口県）までの太平洋側、四国、九州に存在する

¹ 発電出力が 50kW 以上、2,000kW 未満の発電所

² 発電出力が 50kW 未満の発電所

7 箇所以上で合計設備容量約 6,900kW の高圧太陽光発電所を取得します。2021 年度中における取得時期につきましては、新株予約権の行使状況に連動します。行使期間が 3 年であるところ 1 年以内に行使され、調達した資金を充当する前提としておりますが、最近の売買高が減少傾向にあり、予約権の行使が当社の予定とおりに進まない場合や、また株価下落により調達額が当初予定に満たない場合は、取得する太陽光発電所の箇所数もしくは設備容量が減少します。太陽光発電所の取得額につきましては、当該太陽光発電所の売電実績と国立研究開発法人新エネルギー産業技術総合開発機構が公開している日射量を元に、エリアエナジー株式会社において蓄積された係数を乗じた値を参考にした 8 年間の想定累積売電額を元に仮定しております。なお、太陽光発電所の保有期間については、2 年を目途に売却し、取得から売却までの期間に売電による安定的な収益を確保する予定であります。2021 年第 1 四半期に合計設備容量 1.5MW、第 2 四半期に 2MW、第 3 四半期に 2MW、第 4 四半期に 0.3MW の太陽光発電所の取得を計画しており、これにより、2021 年 12 月期の年間売電収入により、売上 114 百万円、2022 年 12 月期の年間売電収入により、売上 217 百万円の獲得を計画しているため、追加取得資金が必要であります。

取得した太陽光発電所につきましては、IoT 機器の増設による遠隔地から太陽光発電所の監視/制御を行う機能強化や、太陽光パネルの洗浄や架台・フェンス等発電設備の強化、発電所内の電線検査、必要があれば小修繕の実施等を、当該太陽光発電所における売電による収益の一部で行うことにより、太陽光発電所の品質向上を実現し、譲渡を実施することにより、売上利益の拡大を図る予定であります。

表 1 再生可能エネルギー事業における投入金額

投資区分	投入金額	投入時期
新株予約権発行及び行使による調達資金		
太陽光発電所取得 (5,800kW)	2,026	2021 年 1 月～12 月

(単位：百万円)

※ 全ての新株予約権の権利行使が 2021 年 12 月期中になされることを前提にしております。

なお、前述「2. 募集の目的及び理由」「(1) 当社の現状」において当社グループにおけるヘルスケア事業についての状況を記載しておりますが、本資金調達より得た資金をヘルスケア事業へ充当する予定はなく、上記に記載している資金使途以外に使用する予定もございません。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社では本増資により調達する資金を、当社子会社の運転資金及び再生可能エネルギー事業における製品である太陽光発電所を追加取得するための資金に充当することで、再生可能エネルギー事業を推進する当社子会社の資金不足リスクの回避と、売電収入の更なる増加に繋がることによる業績の拡大を図ります。

当社では、これらを実現することにより、中長期的に株主価値を向上させる策であり、かかる資金使途は合理的であると判断しており、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額の算定において、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の新株予約権買受契約書に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（住所：東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号、代表者：代表取締役 能勢 元）に依頼しました。なお、当該第三者算定機関と当社との間には、利害関係はございません。

当該算定機関は、本新株予約権の価値について、権利行使期間（3年間）、権利行使価額（第18回新株予約権 22 円、第 19 回新株予約権 22 円）、当社株式の 2020 年 11 月 19 日の株価（22 円）、株価変動率（ボラティリティ 38.76%）、配当利回り（0%）及び無リスク利率（ $\Delta 0.146\%$ ）、当社の信用スプレッド（25.50%、想定格付け：CCC、デフォルト確率：20.32%）、当社の取得条項（コール・オプション）を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、価値評価を実施しております。なお、算定上の行使タイミングは同時に発行する本第 18 回新株予約権並びに本第 19 回新株予約権については、割当者はどちらの新株予約権も同時に行使するものとしております。

これらの算定方法により、当該算定機関の算定結果は、本第 18 回新株予約権 1 個当たり 27 円（1 株当たり 0.27 円）、本第 19 回新株予約権 1 個当たり 26 円（1 株当たり 0.26 円）となりました。当社は、この算定結果を参考として、本第 18 回新株予約権並びに本第 19 回新株予約権の 1 個当たりの払込金額を算定結果と同額である金 27 円（第 18 回）、金 26 円（第 19 回）としました。

本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前取引日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したのによります。

本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、本新株予約権の行使により当社子会社の運転資金及び設備取得資金に必要な資金を調達することが今後の当社の業績及び財務面において重要であることから、本新株予約権の行使を促進する必要があること、最近の他社の同様のスキームにおけるディスカウント率、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て、本第 18 回新株予約権については修正日の前取引日の当社普通株式の終値の 10%とし、本第 19 回新株予約権については修正日の前取引日の当社普通株式の終値としディスカウントを行わないものとしたしました。

当社は、本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準、第三者評価機関による本新株予約権の価値の評価結果を勘案の上、これらを総合的に検討した結果、本新株予約権の払込金額の決定方法及び本新株予約権の払込金額は合理的であると考えており、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

本日開催した本第三者割当増資に係る取締役会に出席した当社監査役全員 3 名（うち社外監査役 2 名）から、当社グループの今後の事業拡大の達成に向けた事業資金の必要性として、当社の今後の収益基盤の強化のためには、本第三者割当での資金調達はやむを得ず、また、結果として収益基盤の確保により、当社の企業価値は向上する可能性があること、選定した割当予定先と当社との関係、割当予定先との発行価額及び権利行使価額の決定方法等の条件について合理的に決

定されており、本新株予約権の発行が有利発行に該当せず、本第三者割当増資が適法に行われている旨の意見を受けております。

以上の内容に基づき、当社取締役会において、当社出席取締役全員賛同のもと、本第三者割当増資を決議しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の目的である株式の総数は、本第 18 回新株予約権 480,000 株及び本第 19 回新株予約権 480,000 株であり、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は 96,000,000 株（議決権数 960,000 個）であります。さらに、2020 年 6 月 30 日現在の当社発行済株式総数 138,690,380 株（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権数 1,385,764 個）を分母とする希薄化率は 69.22%（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権の総数に対する割合は 69.28%。小数第 3 位四捨五入）となり、既存株主におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。

しかしながら、前述のとおり、当社の第 26 期連結累計期間の業績が 3 期連続の経常損失、純損失となり、当社グループは、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、早急な財務体質の強化が必要であります。当社が再生可能エネルギー事業及び I T 関連事業における収益拡大、競争力強化によって収益向上を図ってまいります但其の実現には時間を要することから本新株予約権で調達した資金を当社子会社の運転資金に充当し、また、再生可能エネルギー事業の継続的安定的な収益基盤となりえる固定買取制度に基づいた売電による収益と、将来の売上利益拡大に繋がる棚卸商品となる太陽光発電所の取得に必要となる設備取得資金は欠かせない投資であり、本第三者割当増資は、当社の中期経営計画に沿って収益の改善及び財務体質の強化に使用し、当社の企業価値を向上させるため、将来的には既存株主利益の維持向上へ繋がるものと考えております。

また、当該割当予定先は、本新株予約権を行使して取得した当社株式 96,000,000 株を中長期保有ではなく、当社の株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場で売却する方針ですが、当社株式の直近 6 か月間の 1 日当たりの平均出来高は 1,912,953 株、直近 3 か月間の 1 日当たりの平均出来高は 743,416 株、直近 1 か月間の 1 日当たりの平均出来高は 420,241 株、となっており、一定の流動性を有しております。また、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した場合の当社株式数 96,000,000 株を本新株予約権の行使期間である 3 年間（245 日／年営業日で計算）で売却すると仮定した場合の 1 日当たりの数量は 130,612 株（小数点以下切捨て）となり、上記直近 6 か月間の 1 日当たりの平均出来高の 6.83%、直近 3 か月間の 1 日当たりの平均出来高の 17.57%、直近 1 か月間の 1 日当たりの平均出来高の 31.08%となり、本新株予約権の行使により発行された当社株式の売却は、足元で売買高が減少しているものの、長期的には相応の売買高を有していることから行使期間 3 年間においては吸収可能であると判断しております。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本新株予約権より有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる条項を付すことで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本資金調達は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると判断しております。

6. 割当先の選定理由

(1) 割当先の概要

(1) 名 称	リバイブ投資事業組合	
(2) 所 在 地	東京都港区赤坂二丁目9番2号	
(3) 設 立 根 拠 等	民法に規定する任意組合	
(4) 組 成 目 的	有価証券等への投資	
(5) 組 成 日	2016年9月1日	
(6) 出 資 の 総 額	520百万円	
(7) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	Wealthmulti Limited	99%
	ソラ株式会社	1%
(8) 業 務 執 行 組 合 員 の 概 要	名称	ソラ株式会社
	所在地	東京都港区赤坂二丁目9番2号
	代表者の役職・名称	代表取締役 中谷 正和
	事業内容	投資運用業
	資本金	30万円
(9) 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当該ファンドは当社普通株式を35,675,800株保有しています。 また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）との間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。 また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

※ 当社は、割当予定先であるリバイブ投資事業組合（住所：東京都港区赤坂二丁目9番2号、業務執行組合員：ソラ株式会社 代表取締役 中谷正和）の業務執行組合員の代表者である中谷正和氏と直接、面談・ヒアリングを実施しました。また、割当予定先の業務執行組合員に係る会社謄本等の閲覧及びインターネット調査を実施し、割当予定先の業務執行組合員が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを確認しております。

また、上記に加え、割当予定先、その主要出資者及び業務執行組合員並びにそれらの代表者（以下「割当予定先等」といいます。）が暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の信用調査機関である株式

会社TMR（東京都千代田区神田錦町3番15号 代表取締役 高橋新治）に調査を依頼しました。その調査結果として、割当予定先等が反社会的勢力との関係を有することを示唆する情報や違法行為に関与していることを示唆する情報は確認されず、また、重要な懸念点や問題事項も確認されなかったとの回答を得ております。なお、当社は、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当先を選定した理由

当社は、厳しい環境を乗り越え今後も継続企業として株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めるため、当社の財務体質、経営基盤の強化、収益機会の創出を図っていくことが、当社の果たすべき役割であると認識しております。これらを実行していくために、前述の資金ニーズを満たすことを目的として、既存株主様の希薄化を避けるため、金融機関からの間接金融による資金調達も検討してまいりましたが、現状の当社業績では間接金融による資金ニーズを満たす資金調達は極めて厳しい状況であること、また金利や手数料等の費用負担が発生するとともに、当社の財務健全性の低下が見込まれることから、現状、間接金融による資金調達的手段は適切ではないと考え、直接金融による資金調達を検討してまいりました。直接金融による資金調達を検討する中、当社の収益の獲得に不可欠な既存事業展開に係る投資資金を一括調達するために、2020年7月以降より資金調達の確実性を考慮し第三者割当による資金調達を割当予定先と交渉してまいりました。資金の調達額については、当社の運転資金、及び、当社の収益基盤を強化するために再生可能エネルギー事業における太陽光発電所取得資金を想定して、約25億円規模の資金調達を企図してまいりました。

リバイブ投資事業組合は2020年3月30日より、復華ジャパン株式会社（住所：東京都品川区大崎2丁目7番12号 代表者：代表取締役 江川源）が新型コロナウイルス感染症に係る影響により事業資金が不足したために、代表者の知人であったソラ株式会社（割当予定先の業務執行組合員）の代表取締役と協議し、致し方なく当社の株式の全てを譲渡することを決定したことから35,675,800株の当社株式の譲渡を受け、2020年6月末時点で当社の大株主となっています。2020年8月上旬頃、当社代表取締役である楊曉軍がソラ株式会社の代表取締役である中谷正和氏と面談を行い、当社の経営方針・経営戦略、財務内容を含めた説明を2020年8月中旬頃より行い、当社の現状を理解していただきました。

中谷正和氏との複数回の面談を経て当社の経営方針・経営戦略等を含め将来的な株式価値の向上が望めるものと投資判断頂き、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得る資金調達手法として、新株予約権をリバイブ投資事業組合に割り当てる手法の提案を中谷正和氏より口頭で受けました。

また、今回の資金調達のスキームは、本新株予約権の発行により、一時的に過度な希薄化をもたらすことなく割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。また、行使価額修正条項を付すことにより行使促進が期待できることから、資金調達の蓋然性に優位性があると判断いたしました。また当社の大株主というステークホルダーという点からも当社状況の理解度も高く、当社の資金ニーズに応じて時機に応じて行使対応いただけるという意向等を総合的に勘案し、当社はリバイブ投資事業組合が本第三者割当増資の割当予定先として適切であると判断し選定いたしました。

(3) 譲渡制限及び割当先の保有方針

割当予定先であるリバイブ投資事業組合からは、本新株予約権の行使により取得する当社株式は、基本的に純投資を目的とした短期保有であり、株価の状況や市場での株式取引状況に鑑みながら市場で売却する旨を口頭で確認しております。本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとなっております。割当予定先は、本新株予約権自体について、行使するまでは、第三者への転売等の予定はありませんが、これを譲渡する場合には、当社取締役会での承認が必要となり、当社取締役会での承認を行う前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力等でないことの確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の保有方針を確認のうえ、当社が割当予定先との間で締結する契約上の権利・義務についても譲受予定先が承継することを条件に、検討・判断いたします。また、当社取締役会において本新株予約権の譲渡が承認された場合には、当該内容を開示いたします。

さらに、当社と割当予定先との間で、有価証券届出書の効力発生後、買受契約書を締結する予定です。また、当該買受契約書において、有価証券上場規程施行規則 436 条 1 項及び 4 項に従い以下の内容を約することとしています。

- ・本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日における当社上場株式数の 10% を超えることとなる場合の、当該 10% を超える部分に係る新株予約権の行使を割当予定先に行わせないこと。
- ・割当予定先が本新株予約権を第三者に転売する場合及びその後当該転売先がさらに第三者に転売する場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、同様の内容を約する旨定めること。

なお、リバイブ投資事業組合の現在の持分も基本的に純投資を目的とした短期保有であることを確認しております。また、現在の持分売却よりも、本新株予約権の行使を優先することを口頭にて確認しております。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先が本有価証券届出書提出日現在で本第三者割当増資に係る払込みのために必要かつ十分な資金を保有していない旨確認しておりますが、割当予定先より、割当予定先であるリバイブ投資事業組合の主要出資者である Wealthmulti Limited について、取引金融機関が発行する 2020 年 9 月 11 日付の同社に関する残高証明書の写しを取得して、主要出資者において本新株予約権の行使に必要な資金に相当する額の、換金性・流動性が極めて高い資産を保有していることを確認するとともに、主要出資者の当該資産が主要出資者の自己資金に係るものであることを、割当予定先を介した主要出資者に対するヒアリングにより確認しております。

また、主要出資者とリバイブ投資事業組合との投資組合契約書の写しを確認するとともに、割当予定先と同社との間で割当予定先において資金が必要なときにキャピタルコールにより割当予定先に対する入金を行う旨の約束があること、及び、この約束に基づき本第三者割当増資に係る払込みまでに主要出資者から出資を受ける予定であることを、割当予定先の業務執行組合員であるソラ株式会社の代表者である中谷正和氏から口頭で確認しております。

また、割当予定先からは、本新株予約権の行使により取得した当社株式を市場で売却することにより資金を回収し、かかる回収資金により残りの本新株予約権を順次行使する予定であるので、一時に大量の資金が必要になることはない旨の説明を受けております。

そのため、当社といたしましては、割当予定先であるリバイブ投資事業組合による本第三者割当

増資に係る払込みに要する資金については、資金調達の確実性があり、本第三者割当増資に係る払込みについては問題ないと判断いたしました。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2020年6月30日現在）		
氏名	持株数（千株）	持株比率（%）
リバイブ投資事業組合	35,676	25.72
古月 程子	4,011	2.89
西谷 茂樹	4,000	2.88
楽天証券株式会社	3,717	2.68
株式会社イワミズ	3,680	2.65
HAITONG INT SEC-CL AC-15.315 (PERCENTAGE) （常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店 セキュリティーズ業務部長 石川 潤）	2,686	1.93
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT （常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部 Senior Manager, Operation 小松原 英太郎）	2,458	1.77
株式会社ユニ・ロット	2,139	1.54
株式会社きずな	2,104	1.51
中島 貴子	1,955	1.40

- (注) 1. 割当前の持株比率は、2020年6月30日現在の株主名簿をもとに作成しています。
2. 割当予定先であるリバイブ投資事業組合によれば、本新株予約権の行使後の当社株式の保有目的は純投資であり、取得した当社株式をリバイブ投資事業組合の投資判断に基づき売却する可能性があるとのことです。したがって、リバイブ投資事業組合による当社株式の長期保有は約されておりませんので、割当後の「持株比率」の記載はしていません。
3. 上記の比率は、単位未満の端数の小数点以下第3位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

第三者割当による本新株予約権の発行並びに本新株予約権の行使は、当社の業績向上及び企業価値向上に寄与するものと考えております。なお、将来の業績に変更が生じる場合には、適宜開示を行う予定であり、2020年12月期通期業績予想については、適正かつ合理的な数値の算定が可能になりました段階で開示させていただきます。また2020年6月16日に公表しております中期経営計画の内容についても、現段階では修正はございませんが、改めて修正する必要がある場合には適宜開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続き

本第三者割当は、希薄化率が25%以上であることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きを要します。つきまして

は、本臨時株主総会に付議する本第三者割当に関する議案の中で、本第三者割当の必要性及び相当性につきご説明した上で、当該議案が承認されることをもって、株主の皆様ご意思確認をさせていただくことといたします。決議の方法といたしまして、本新株予約権の発行について、いずれも特別決議（当社定款 14 条 2 項：議決権の 3 分の 1 が定足数、出席株主の 3 分の 2 以上の賛成が決議要件）による承認を得られることを発行の条件としたいと考えております。

9. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

（単位：千円）

決 算 期	2017 年 12 月 期	2018 年 12 月 期	2019 年 12 月 期
売 上 高	1,297,585	1,879,044	670,414
営 業 利 益	57,017	10,915	△410,478
経 常 利 益	17,728	△29,260	△505,690
親会社株式に帰属する 当 期 純 利 益	14,988	△52,290	△1,138,299
1 株 当 たり 当 期 純 利 益（円）	0.14	△0.42	△8.34
1 株 当 たり 配 当 金（円）	—	—	—
1 株 当 たり 純 資 産（円）	19.60	19.56	13.08

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2020 年 6 月 30 日現在）

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	普通株式 138,690,380 株	100.00%
自己株式数	5,700 株	0.004%
転換価額（行使価額）における 潜在株式数の総数	20,000,000 株	14.42%

(3) 最近の株価の状況

(ア) 最近 3 年間の状況

	2017 年 12 月 期	2018 年 12 月 期	2019 年 12 月 期
始値	50 円	51 円	42 円
高値	93 円	57 円	56 円
安値	46 円	37 円	29 円
終値	50 円	44 円	29 円

(イ) 最近 6 か月間の状況

	2020 年 5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
始値	18 円	23 円	23 円	22 円	24 円	21 円
高値	26 円	28 円	28 円	41 円	25 円	22 円

安値	18 円	22 円	19 円	21 円	20 円	19 円
終値	23 円	23 円	22 円	24 円	21 円	20 円

(ウ) 発行決議日前日における株価

		2020年11月19日現在
始	値	20 円
高	値	22 円
安	値	20 円
終	値	22 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による第17回新株予約権の発行

【第17回新株予約権】

割当日	2019年3月14日（木）
発行新株予約権数	200,000個
発行価額	総額20,000,000円
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	912,505,000円
割当先	復華ジャパン株式会社 200,000個
募集時における発行済株式数	128,390,380株
当該募集による潜在株式数	20,000,000株
行使価額	行使価額 45円
現時点における行使状況	行使済株式数：0株
現時点における調達した資金の額	20,000,000円
発行時における資金使途	「再生可能エネルギー事業」における太陽光発電所取得 912百万円
発行時における支出予定時期	「再生可能エネルギー事業」の事業資金：2019年5月
変更後における資金使途	① 「再生可能エネルギー事業」における太陽光発電所取得 792百万円 ② 「ヘルスケア事業」事業資金 100百万円 ③ 上海蓉勤健康管理有限公司の取得 20百万円
変更後における支出予定時期	① 「再生可能エネルギー事業」における事業資金 ：2019年8月～2019年12月 ② 「ヘルスケア事業」事業資金 ：2019年8月～2019年12月 ③ 上海蓉勤健康管理有限公司の取得 ：2019年8月
現時点における充当状況	① 「再生可能エネルギー事業」事業資金 未充当 ② 「ヘルスケア事業」事業資金 未充当 ③ 上海蓉勤健康管理有限公司の取得 充当済

(注) 1. 2019年8月5日付「新株式発行等に関する資金使途の一部変更のお知らせ」において公表いたしましたとおり、資金使途を変更しております。

② 第三者割当による新株式

【新株式】

払込期日	2019年3月14日（木）
資金調達額	450,000,000円
発行価額	1株につき45円
募集時における発行済株式数	128,390,380株
当該募集による発行済株式数	10,000,000株
募集後における発行済株式数	138,390,380株
割当先	復華ジャパン株式会社 10,000,000株
発行時における資金使途	①「再生可能エネルギー事業」における太陽光発電所取得 350百万円 ②「ヘルスケア事業」における中国子会社の設備投資資金及び 運転資金 100百万円
発行時における支出予定時期	①「再生可能エネルギー事業」の太陽光発電所取得：2018年3月 ②「ヘルスケア事業」の設備投資・運転資金等：2019年3月
現時点における資金使途	上海蓉勤健康管理有限公司の取得 450百万円
現時点における支出予定時期	上海蓉勤健康管理有限公司の取得 充当済

(注) 1. 2019年8月5日付「新株式発行等に関する資金使途の一部変更のお知らせ」において公表いたしましたとおり、資金使途を変更しております。

11. 発行要項

【株式会社 FHT ホールディングス 第 18 回新株予約権発行要項】

1. 本新株予約権の名称
株式会社 FHT ホールディングス第 18 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額
12,960,000 円
3. 申込期日
2020 年 12 月 16 日
4. 割当日及び払込期日
2020 年 12 月 16 日
5. 募集の方法
第三者割当の方法により、以下のとおり本新株予約権を割り当てる。
リバイブ投資事業組合
本新株予約権 480,000 個（その目的となる株式 48,000,000 株）
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数またはその数の算定方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 48,000,000 株とする。（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。ただし、本項第（2）号及び第（3）号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第（2）号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第（2）号及び第（5）号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、第 10 項第（2）号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
480,000 個
8. 本新株予約権の払込金額（発行価額）
本新株予約権 1 個当たり金 27 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その財産の本新株予約権 1 個当たりの価額は、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの財産の価額（以下「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を四捨五入するものとする。
- (2) 行使価額は 22 円とする。ただし、第 10 項に定めるところに従い調整されるものとする。
- (3) 行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値。）の 90%に相当する金額（円未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額）に修正される。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第 17 項第(1)号に定める本第 18 回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

ただし、修正日にかかる修正後の行使価額が 11 円（以下「下限行使価額」という。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とし、44 円（以下「上限行使価額」という。）を上回ることとなる場合には行使価額は上限行使価額とする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、または当社の保有する当社普通株式を処分する場合（ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。）以降、またはかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき

及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日以降、それぞれこれを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第（４）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）または本項第（４）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第（４）②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①ないし③の場合において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式により算出した数の当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が１円未満にとどまる限りは、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) その他

- ① 行使価額調整式の計算については、1 円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第（2）号⑤の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第（2）号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第（2）号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第（2）号⑤に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができない場合には、適用の日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

2020 年 12 月 16 日から 2023 年 12 月 15 日までとする。（但し、2023 年 12 月 15 日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、本新株予約権の一個未満の行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って 15 暦日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり発行価額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本新株予約権の発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金

融商品取引法第 166 条第 2 項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

- (2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされた場合、会社法第 273 条の規定に従って 15 暦日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり発行価額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本新株予約権の発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

14. 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

15. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に必要事項を記載して記名捺印した上、これを第 11 項に定める行使期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第 19 項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株券の不発行

当社は、本新株予約権の行使請求により発行する株式に係る株券を発行しない。

19. 行使請求受付場所

株式会社 FHT ホールディングス 経営企画管理本部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 神田支店

21. 組織再編行為を行う際の本新株予約権の取扱い

22. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当該組織再編行為の効力発生日

の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件に基づき交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ④ 新株予約権を行使することのできる期間
第 11 項に定める本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
第 16 項に準じて決定する。
- ⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
第 9 項に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される行使価額に、上記③により決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- ⑦ その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由
第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等により本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

【株式会社 FHT ホールディングス 第 19 回新株予約権発行要項】

1. 新株予約権の名称

株式会社 FHT ホールディングス第 19 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額

12,480,000 円

3. 申込期日

2020 年 12 月 16 日

4. 割当日及び払込期日

2020 年 12 月 16 日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、以下のとおり本新株予約権を割り当てる。

リバイブ投資事業組合

本新株予約権 480,000 個（その目的となる株式 48,000,000 株）

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数またはその数の算定方法

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 48,000,000 株とする。（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。ただし、本項第（2）号及び第（3）号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第（2）号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第（2）号及び第（5）号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、第 10 項第（2）号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

480,000 個

8. 本新株予約権の払込金額（発行価額）

本新株予約権 1 個当たり金 26 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その財産の本新株予約権 1 個当たりの価額は、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの財産の価額

(以下「行使価額」という。)に割当株式数を乗じた額とする。ただし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を四捨五入するものとする。

- (2) 行使価額は22円とする。ただし、第10項に定めるところに従い調整されるものとする。
- (3) 当社は、割当日から3ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)と同額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。なお、本号に基づく行使価額の修正は、直前の行使価額修正から3ヶ月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には新たな行使価額修正をすることができないものとする。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。「修正日」とは、「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第17項第(1)号に定める本第19回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

ただし、修正日にかかる修正後の行使価額が11円(以下「下限行使価額」といい、本欄第3項による調整を受ける。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とし、66円(以下「上限行使価額」といい、本欄第3項による調整を受ける。)を上回るることとなる場合には行使価額は上限行使価額とする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額}}{\text{時価}} \end{array}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、または当社の保有する当社普通株式を処分する場合(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。)以降、またはかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普

通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日以降、それぞれこれを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第（４）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）または本項第（４）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第（４）②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①ないし③の場合において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式により算出した数の当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が 1 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

- ① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができない場合には、適用の日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

2020年12月16日から2023年12月15日までとする。（但し、2023年12月15日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、本新株予約権の一個未満の行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15暦日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり発行価額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本新株予約権の発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本

新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

- (2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされた場合、会社法第 273 条の規定に従って 15 暦日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり発行価額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本新株予約権の発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

14. 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

15. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に必要事項を記載して記名捺印した上、これを第 11 項に定める行使期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第 19 項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株券の不発行

当社は、本新株予約権の行使請求により発行する株式に係る株券を発行しない。

19. 行使請求受付場所

株式会社 FHT ホールディングス 経営企画管理本部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 神田支店

21. 組織再編行為を行う際の本新株予約権の取扱い

22. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株

式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当該組織再編行為の効力発生日の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件に基づき交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ④ 新株予約権を行使することのできる期間
第 11 項に定める本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
第 16 項に準じて決定する。
- ⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
第 9 項に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される行使価額に、上記③により決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- ⑦ その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由
第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等により本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以上